

木造公共建築物等の整備

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化・内装木質化に対し支援します。

補助対象：公共建築物の木造化・内装木質化

補助率：定額（1 / 2 以内 等）

- ▶ **木造化**：次に該当するものは建築工事費の**1/2以内**
- CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
 - 耐火建築物又は三階建て以上の準耐火建築物
 - 被災施設等の再整備 等
- 上記以外のものについては、建築工事費の**15%以内**

- ▶ **内装木質化**：木質化事業費の**1/2以内**
ただし、建築工事費の3.75%を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等

事業期間：2カ年度以内
※ただし、交付決定は単年度

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設

【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
- （物販施設は対象外）



【主な要件】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

1,000人/年以上の不特定多数の利用者が見込まれる非営利目的の施設であり、延べ床面積が300m²以上であること。

- 木造化：原則、地域材0.18m³/m²以上であること。
- 内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上であること。
- 対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

事業実施主体及び都道府県は、木材利用による炭素貯蔵量等について、事業完了の翌年度6月末までにホームページへの掲載等により公表を行うこと。

合法性確認木材等の利用促進

グリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

JAS製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

【主な優先支援】

- 都市（まち）の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援。
- 木造化における地域材の計画的な調達推進のため、材工分離発注方式は優先的に支援。

<対策のポイント>

海外の需給変動の影響を受けにくくするため、非住宅分野等における消費拡大、木材製品の国際競争力強化に向けた中高層建築等におけるJAS構造材の利用実証やCLTを活用した建築物の実証、木材利用による温室効果ガス(GHG)排出削減効果の「見える」化の促進、外構部等の木質化の実証、木造公共建築物等の整備等を支援します。

<事業の内容>

1. 中高層等JAS構造材実証支援

JAS構造材を用いた中高層建築等の実証的な取組を支援するとともに、JAS構造材の安定供給に向けた体制整備等の取組を支援します。

2. CLT建築実証支援

CLTを活用した建築の設計・施工に係る実証的な取組を支援します。また、CLT等の木質建築部材に関する工法の低コスト化や技術の普及等を支援します。

3. 建築物LCA・改正SHK制度による木材利用促進に向けた環境整備

木材利用による温室効果ガス(GHG)排出削減効果の「見える化」に向けた、建築物LCA制度化に対応する木材製品の排出原単位の整備への支援や、改正SHK制度(R8.4施行)に対応した炭素蓄積量の算定に係るガイダンス整備等を実施します。

4. 外構部等の木質化対策支援

建築物の外構部等について、木質化を普及するための取組を支援するとともに、類似事例の拡大が期待できる実証的な取組を支援します。

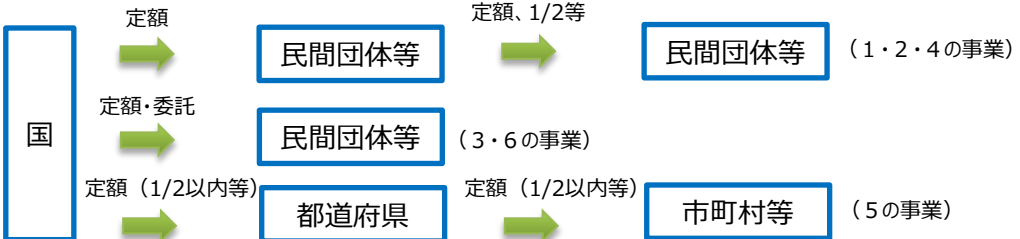
5. 木造公共建築物等の整備

非住宅建築物への更なる木材需要を喚起するため、公共建築物の木造化・内装木質化を支援します。

6. 木材産業における外国人材の受入れ強化支援

特定技能・育成就労による外国人材の受入れ・呼び込み体制を強化するため、国内外での説明会・相談会の開催や、スキルアップのための学習用教材の作成を支援します。

<事業の流れ>

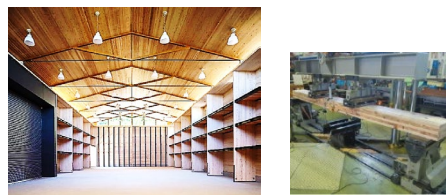


<事業イメージ>

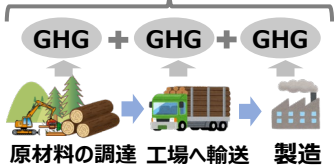
木材製品の消費拡大対策



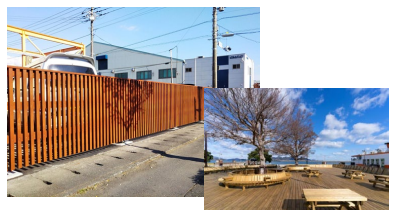
JAS構造材を用いた中高層建築等の実証



CLTを活用した設計・建築等の実証、技術開発



木材製品の排出原単位の整備



木材の新たな需要先として見込まれる木製塀等の普及



木造公共建築物等の整備



外国人材の受入れ強化

[お問い合わせ先]

(1～3、6の事業)
(4、5の事業)

林野庁木材産業課 (03-6744-2294)
林野庁木材利用課 (03-6744-2626)

先進的な林業機械等の導入（拡充）

令和8年度予算額 7,994,961千円（前年度7,033,014千円）の内数

<対策のポイント>

- 1 森林整備の効率的かつ円滑な実施、林業生産の担い手の育成及び林業生産コストの低減を図るために必要な**先進的な林業機械等の購入を支援**
- 2 効率的かつ安定的な林業経営を継続的に行うために必要な**先進的な林業機械等のリースやICT生産管理ソフト等の導入を支援**

<事業内容>

1 先進的な林業機械等の整備

- ・ 事業内容
 - (1) 林業機械作業システム整備（購入補助）
 - (2) 効率化施設整備**
 - (3) 活動拠点施設整備
- ・ 事業実施主体

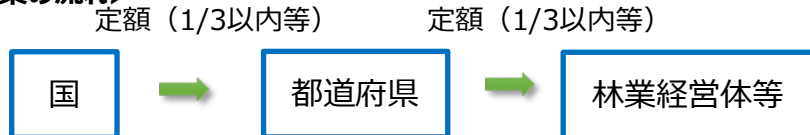
都道府県、市町村、選定経営体、新たに造林事業を開始する者 等
- ・ 補助率
 - (1) の事業：定額（1/2、4/10、1/3、1/4以内）
 - (2)、(3) の事業 **定額（1/2以内）**

2 林業経営体育成対策（林業機械リース等支援）

- ・ 事業内容：
 - (1) 林業機械のリース支援
 - (2) ICT生産管理ソフト等の導入支援
- ・ 事業実施主体

都道府県、市町村、選定経営体、新たに造林事業を開始する者 等
- ・ 補助率
 - (1) の事業：定額（1/2、4/10、1/3、1/4以内）
 - (2) の事業：定額（1/2以内）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

先進的な林業機械等の導入支援

素材生産型



【伐採、造材】
遠隔操作伐倒機械
ハーベスタ 等

造林保育型



【集材、運搬】
架線式グラップル
フォワード 等

【地拵え、植付】
遠隔操作下刈り作業車
資材運搬ドローン 等

ICT生産管理ソフト等の導入支援



日報管理ソフト
木材検収ソフト 等



林業生産の担い手の育成及び林業生産コストの低減を図る

【お問い合わせ先】 林野庁経営課（03-3502-8055）

木質バイオマス利用促進施設整備

<対策のポイント>

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築等を支援します。

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、
補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※¹の燃料製造・供給に向けた取組は、
補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、
 又は、地域活用要件※²に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、
 かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組の場合には、

補助率1/2

また、地域活用要件※²に合致しないFIT・FIP発電施設※⁴への供給を主な目的とし、
 かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組でない場合には、

補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※¹の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は
補助率1/3※⁵

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、
 又は政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組である場合には、

補助率1/2

事業実施主体： 地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
 都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《補助対象》

■ 未利用間伐材等活用機材整備

○ 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

- ・ 移動式チップパー
- ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

○ 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

- ・ 木質燃料製造施設
- ・ 乾燥施設
- ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

○ 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備

- ・ 木質資源利用ボイラー
- ・ 熱利用配管
- ・ 燃料貯蔵庫 等



- ※ 1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※ 2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※ 3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※ 4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※ 5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

特用林産振興施設等の整備（継続）

令和8年度予算額 7,994,961千円（前年度7,033,014千円）の内数

<対策のポイント>

地域経済で重要な役割を果たす**特用林産物の生産基盤の整備**を支援するとともに、**生産・加工流通の施設整備**を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

生産・加工流通施設整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

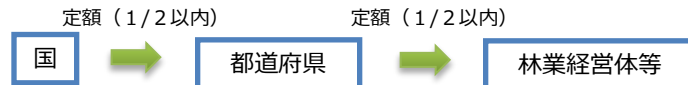


林内作業車の導入

<事業実施主体>

森林組合、農事組合法人、きのこ原木等生産者等

<事業の流れ>



[お問い合わせ先] 林野庁経営課（03-3502-8059）

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策のうち
特用林産生産資材高騰対策

令和7年度補正予算額 1,410,000千円の内数

<対策のポイント>

きのこ生産について、**燃油・電気代の高止まりに加え、種駒、原木、おが粉をはじめ菌床製造資材の価格高騰等**、生産資材の安定的・効率的な調達が困難な状況となっています。このため、**コスト低減等に取り組むきのこ生産者等に対し、省エネ化や生産性向上に向けた施設整備、次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援**し、資材価格や燃油・電気代の影響を受けにくい経営構造に向けた体質強化を促進します。

<政策目標>

きのこ類の生産量（43万トン [令和5年] → 47万トン [令和12年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 省エネルギー化施設等整備支援

木質資源利用ボイラーやヒートポンプ等省エネ機器*の導入等、省エネ化や生産性向上に向けた施設整備を支援します。

※ きのこ生産者等の**省エネ機器（木質資源利用ボイラー等）への入れ替え支援**について、**省エネ性能の向上を要件とする。**

省エネルギー化施設等整備支援



木質資源利用ボイラー



ヒートポンプ

木質資源利用ボイラーやヒートポンプ等省エネ機器の導入などコスト低減等に向けた施設整備を支援

2. 生産資材導入支援

コスト低減等に取り組むきのこ生産者に対し、価格上昇する種駒、原木、おが粉等次期生産に必要な生産資材の導入費の一部を支援*し、体質強化を促進します。

※ 生産資材（原木、種駒、菌床、種菌、おが粉、栄養体等）の価格上昇分の1/2相当を補助（経営費に占める電気代の割合が15%以上の場合、7/10相当まで引き上げ）

※ コスト低減及び原料の国産化に向けた取組の実施が要件

生産資材導入支援



原木



おが粉



菌床

次期生産に必要な原木、おが粉等生産資材の導入費の一部を支援

<事業の流れ>

国
 定額（1/2以内）、
 定額(1/2相当、7/10相当)

都道府県
 定額（1/2以内）、
 定額(1/2相当、7/10相当)

林業経営体、農業協同組合、
 民間事業者等

[お問い合わせ先] 林野庁経営課（03-3502-8059）

花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策のうちスギ材の需要拡大のうち 花粉症対策木材活用加工流通施設等の整備

<対策のポイント>

需要拡大に向け、木材加工流通施設における加工機械の導入や、ストック機能強化のための製品保管庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。

■ 事業内容

スギ材の利用拡大に向け、集成材等の製品を効率的かつ安定的に生産・供給できる木材加工流通施設における加工機械の導入等を支援します。また、スギ材の増産等による需給緩和に備え、ストック機能強化のための製品保管庫や原木ストックヤードの整備等を支援します。

□ 補助率 1/2以内

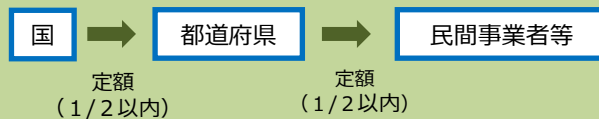
□ 主な要件

- ✓ スギ等を加工する施設であること。
- ✓ 地域材利用量を一定程度増加させること。
- ✓ 素材生産者と木材安定供給協定を締結していること 等

□ 事業実施主体

- ✓ 市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 等

<事業の流れ>



支援できる主な機械



原木選別機



製材機械



木材乾燥機



ストックヤード

林業・木材産業国際競争力強化総合対策のうち林業・木材産業の生産基盤強化のうち
木材加工流通施設の整備

<対策のポイント>

木材産業の体質強化に向けて、**木材加工流通施設等の整備を支援**します。その際、深刻な人手不足への対応や米国の関税措置への対応に資する施設整備へ支援するとともに、**リース等についても支援を実施**します。

■ **事業内容**

製材・集成材・合板等の木材加工機械や乾燥機その他、原木選別機やストックード等の流通施設の整備を支援します。

□ **補助率** 1/2 以内

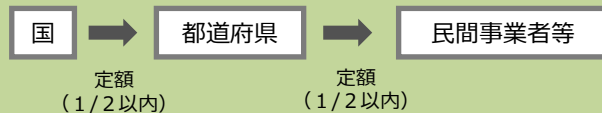
□ **主な要件**

- ✓ 地域材利用量の増加率が一定以上であること、もしくは、**労働生産性（省力化）**や**付加価値率（高付加価値）**を一定程度向上させること（※地域材利用量の増加量によらない）
- ✓ 素材生産者と木材安定供給協定を締結していること等

□ **事業実施主体**

- ✓ 市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人 等

<事業の流れ>



令和7年度補正から新たに措置

課題 **事業費等の高騰への対策**

- ✓ 新品機械を導入しようとしても、機械費の高騰や納入等が短期間で行えないことがネックとなっている。

対応 **リース等への支援拡大**

- 新品のみならず、リース機器や中古機器を用いた施設整備に対しても支援

支援できる主な機械



原木選別機



製材機械



木材乾燥機



自動積機



グレーディングマシン



耳すり機

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、**食料システムを構築**するため、**生産から流通に至るまでの課題解決に向けた取組を支援**します。また、**産地の収益力強化と持続的な発展及び食品流通の合理化**のため、強い農業づくりに**必要な産地基幹施設、卸売市場施設の整備等を支援**します。

<事業目標>

- 業務用野菜の国産切替量 (32万t [令和12年まで])
- 化石燃料を使用しない園芸施設への完全移行 [2050年まで]
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減 (10% [2030年度まで]) 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた**食料システムを構築**するため、実需者とのつながりの核となる拠点事業者と農業者・産地等が連携し、**生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組**を一体的に支援します。

2. 地域の創意工夫による産地競争力の強化 (産地基幹施設等支援タイプ)

① 産地収益力の強化、産地合理化の促進

産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の**産地の基幹施設の整備等**を支援します。また、産地の集出荷、処理加工体制の合理化に**必要な産地基幹施設の再編等**を支援します。

② 重点政策の推進

国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成といった**重点政策の推進**に必要な**施設の整備等**を支援します。

3. 食品流通の合理化 (卸売市場等支援タイプ)

物流の効率化、品質・衛生管理の高度化、産地・消費地での共同配送等に必要な**ストックポイント等の整備**を支援します。

1 食料システム構築支援タイプ (国直接採択・都道府県交付金)

・助成対象：整備事業 (農業用施設)
ソフト支援 (農業用機械、実証等)

・補助率：定額、1/2以内

・上限額：整備事業 20億円/年
ソフト支援 5,000万円/年 × 3年

【拠点事業者】 農業法人、食品企業等

【連携者】 農業者、農業団体、輸出事業者等

作成

食料システム構築計画 (3年)

新たな食料システムを実践・実装するための生産から流通に至るまでの課題を一体的に解決するための計画を策定。

「食料システム構築計画」に基づく①～③の機能の具備・強化を支援

食料システム構築計画のイメージ

【①生産安定・効率化機能】
ソフト：新技術の栽培実証
ハード：高度環境制御栽培施設 等

【②供給調整機能】
ソフト：出荷規格の実証
ハード：集出荷貯蔵施設 等

【③実需者ニーズ対応機能】
ソフト：GAPの導入
ハード：農産物処理加工施設 等

拠点事業者 + 連携者

2 産地基幹施設等支援タイプ (都道府県交付金)

・助成対象：農業用の産地基幹施設

・補助率：1/2以内等

・上限額：20億円等

優先枠の設定
物流2024年問題への対応、集出荷・加工の効率化に向けた再編合理化、中山間地域の競争力強化等に係る取組にポイントを加算することにより、積極的に支援

重点政策の推進
2. ①のメニューとは別枠で**国産農産物の輸出拡大、みどりの食料システム戦略、産地における戦略的な人材育成**といった**重点政策の推進**に必要な**施設を着実に整備**

3 卸売市場等支援タイプ (都道府県交付金)

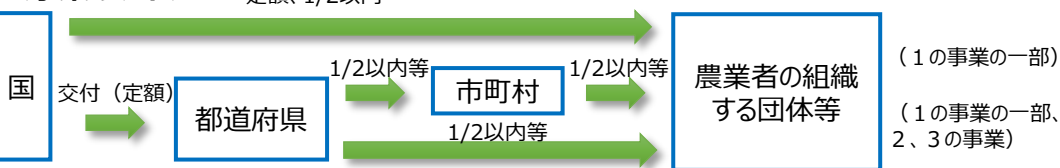
・助成対象：卸売市場施設
共同物流拠点施設

・補助率：4/10以内等

・上限額：20億円

<事業の流れ>

定額、1/2以内



【お問い合わせ先】

(1、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)

(3の事業) 新事業食品産業部食品流通課 (03-6744-2059)

<対策のポイント>

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**農業者等が行う高性能な機械・施設の導入や栽培体系の転換等**に対して総合的に支援します。また、輸出事業者等と農業者が協働で行う取組の促進等により**海外や加工・業務用等の新市場を安定的に獲得していくための拠点整備、需要の変化に対応する園芸作物等の先導的な取組、全国産地の生産基盤の強化・継承、土づくりの展開等を支援**します。

<事業目標>

- 青果物、花き、茶の輸出額の拡大（農林水産物・食品の輸出額：5兆円〔2030年まで〕）
- 品質向上や高付加価値化等による販売額の増加（10%以上〔事業実施年度の翌々年度まで〕）
- 産地における生産資源（ハウス・園地等）の維持・継承 等

<事業の内容>

<事業イメージ>

農業の国際競争力の強化

輸出等の新市場の獲得

産地の収益性の向上

新たな生産・供給体制

- 拠点事業者の貯蔵・加工施設
- 供給調整・流通効率化に向けた施設・機械
- 果樹・茶の改植や省力樹形導入

収益力強化への計画的な取組

- 農業機械のリース導入・取得
- ヒートポンプ等のリース導入・取得
- 生産資材の導入
- 特別枠の設定
- スマート農業推進枠
- 施設園芸エネルギー転換枠
- 持続的畑作確立枠
- 土地利用型作物種子枠
- 推進枠の設定
- 中山間地域の体制整備
- 施設整備

生産基盤の強化

- 継承ハウス、園地の再整備・改修
- 堆肥等を活用した土づくり

1. 新市場獲得対策

- 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の対策強化**
新市場のロット・品質に対応できる**拠点事業者の育成に向けた貯蔵・加工・物流拠点施設等の整備、拠点事業者と連携する産地が行う生産・出荷体制の整備等**を支援します。
- 園芸作物等の先導的取組支援**
園芸作物等について、**需要の変化に対応した優良品目・品種、省力樹形の導入や栽培方法の転換、技術導入の実証等の競争力を強化し産地を先導する取組**を支援します。

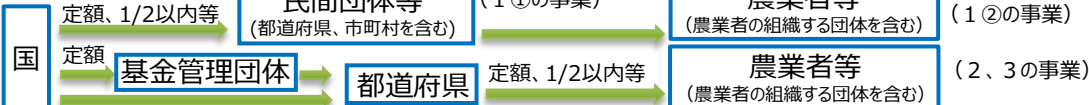
2. 収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、**計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等**を総合的に支援します。また、**施設園芸産地において、燃油依存の経営から脱却し省エネ化を図るために必要なヒートポンプ等の導入等**を支援します。

3. 生産基盤強化対策

- 生産基盤の強化・継承**
農業用ハウスや果樹園・茶園等の**生産基盤を次世代に円滑に引き継ぐための再整備・改修、継承ニーズのマッチング等**を支援します。
- 全国的な土づくりの展開**
全国的な土づくりの展開を図るため、**堆肥や緑肥等を実証的に活用する取組**を支援します。

<事業の流れ>



※共同利用施設の再編・合理化については、以下の事業で支援

- 新基本計画実装・農業構造転換支援事業
- 老朽化が進む地域農業を支える共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地に対して支援。

【お問い合わせ先】

- (1①、2の事業) 農産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
- (1②の事業) 果樹・茶グループ (03-3502-5957)
- (3①の事業) 園芸作物課 (03-6744-2113)
- (3②の事業) 農業環境対策課 (03-3593-6495)

令和8年度予算額 21,739百万円（前年度 8,000百万円）〔令和7年度補正予算額 61,683百万円〕

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した**共同利用施設の再編集約・合理化**に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

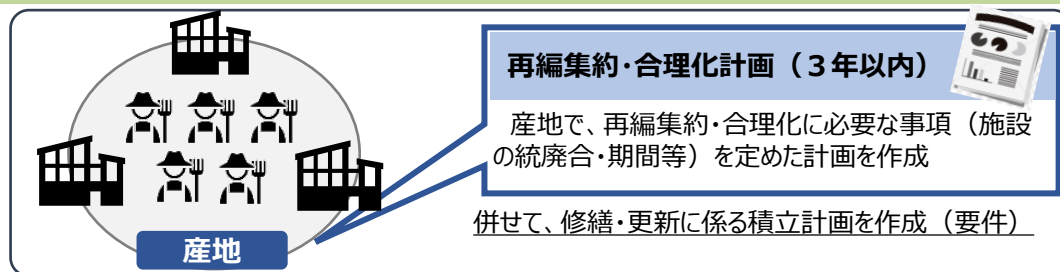
共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の**共同利用施設の再編集約・合理化**を支援します。



同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

2. 再編集約・合理化の更なる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、**都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援**を行う場合、その費用の一部を支援します。

<再編集約・合理化のイメージ>

・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置

※ 補助上限額：20億円/年×3年
※ 既存施設の撤去費用を含む。



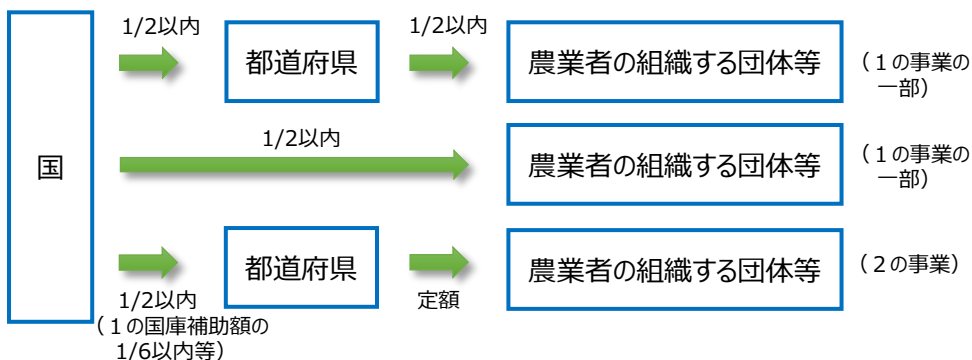
・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用



内部設備の増強

農業の構造転換を実現

<事業の流れ>



農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち
地域資源活用価値創出整備事業
（定住促進・交流対策型及び産業支援型）

令和8年度予算額

7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数

整理番号13、14

<対策のポイント>

農山漁村の自立及び維持発展に向けて、多様な地域資源を活用しつつ、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大を図るために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

<事業目標>

- 農山漁村における施設整備による雇用者数の増加（130人〔令和11年度まで〕）
- 地域資源を活用して付加価値額向上に取り組む事業者の割合の増加（68%→78%〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出整備事業（定住促進・交流対策型）

都道府県や市町村が計画主体となり、農山漁村における定住・交流の促進、農林漁業者の所得向上や雇用の増大等、農山漁村の活性化のために必要となる農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援します。

【事業期間：上限3年、交付率：1/2等（上限4億円）】

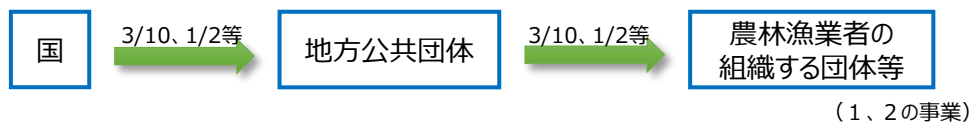
2. 地域資源活用価値創出整備事業（産業支援型）

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築し、制度資金等の融資又は出資を活用した、農林水産物等の多様な地域資源を活用し付加価値を創出する取組に必要な農林水産物加工・販売施設等の整備に対して支援します。

【事業期間：1年、交付率：3/10等（上限1億円等）】

再生可能エネルギー発電・蓄電・給電設備については、1又は2の施設整備と同時に設置する場合に加え、既存の活性化・6次化施設に追加して設置する場合も支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1の事業) 農村振興局地域整備課

(03-3501-0814)

(2の事業) 都市農村交流課

(03-6744-2497)

<事業イメージ>

定住促進・交流対策型

- 計画主体 都道府県、市町村※1 ※1 農山漁村活性化法に基づく活性化計画の作成が必要
- 事業実施主体 都道府県、市町村、農林漁業者団体等



農林水産物直売所



廃校を利用した交流施設



農作業の体験施設

産業支援型

- 事業実施主体 農林漁業者団体、中小企業者※2

- ※2 以下①～③のいずれかに基づく整備事業計画が必要
 - ① 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画
 - ② 農商工等連携促進法に基づく農商工等連携事業計画
 - ③ 都道府県若しくは市町村が策定する戦略



農林水産物処理加工施設



農家レストラン

発電設備等の整備



太陽光発電設備

販売・交流施設等

電力供給



EV車等への給電設備

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農泊推進型）

令和8年度予算額 7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

農山漁村の所得向上と関係人口の創出を図るため、農泊地域の実施体制の整備、食や景観の観光コンテンツとしての磨き上げ、国内外へのプロモーション、古民家を活用した滞在施設の整備等を一体的に支援します。また、農泊を実施した地域が輸出産地等と連携し、我が国の食文化への関心を有するインバウンドによる食関連消費の拡大を目指して「食」に特化した高付加価値なコンテンツを造成する取組等を支援します。

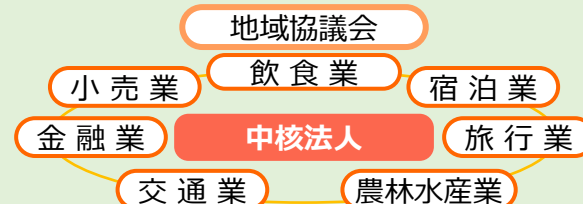
<事業目標>

- 農泊地域での年間延べ宿泊者数（1,200万人〔令和11年度まで〕）
- 農泊地域における宿泊等の売上額（2,200億円〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

多様なプレーヤーで構成される地域協議会に対して一体的に支援



地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成



インバウンド向け食コンテンツの造成



専門家の派遣・指導



食の高付加価値化に不可欠な内装・遊休資産を活用した施設の整備



1. 地域資源活用価値創出推進事業（農泊推進型）

① 農泊推進事業【交付率：定額】

ア 農泊地域創出：農泊の推進体制整備や地元食材・景観等を活用した観光コンテンツの造成、Wi-Fi等の環境整備等を支援します。【事業期間：上限2年、上限1,000万円（年標準額：500万円）】

〔アの取組を実施した農泊地域に対して、更なる高付加価値化のため、以下を支援〕

イ 農泊地域経営強化：単価の引き上げ等の高付加価値化を目指す新たな取組を支援します。

【事業期間：上限2年、上限500万円（年標準額：250万円）】

ウ インバウンド食関連消費拡大：輸出産地等との連携による「食」に特化した高付加価値コンテンツの造成等を支援します。【事業期間：上限3年、上限1,500万円（年標準額：500万円）】

② 人材活用事業【事業期間：①に準ずる、交付率：定額（研修生：上限250万円/年、専門家：上限650万円/年）】

③ 広域ネットワーク推進事業【事業期間：1年、交付率：定額（上限250万円等）】

戦略的な国内外へのプロモーション、課題を抱える地域への専門家派遣・指導、ニーズ調査等を支援します。

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農泊推進型）

① 農泊の推進に必要な古民家等を活用した滞在施設、飲食施設、体験・交流施設等の整備を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限2,500万円/事業期間）】

<遊休資産の改修、避難所等としての活用、複数施設（そのうち少なくとも1つは1①ウに不可欠な施設）の整備を実施する場合、上限額引上げ>

② 農家民泊等における小規模な改修を支援します。

【事業期間：1年、交付率：1/2（上限1,000万円/経営者かつ5,000万円/地域）】

<農家民宿への転換、避難所等としての活用を実施する場合、上限額引上げ>

<事業の流れ>



※下線部は拡充事項

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

整理番号16

令和8年度予算額 7,045百万円（前年度 7,389百万円）の内数〔令和7年度補正予算額 2,925百万円の内数〕

<対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、農業分野への就業を希望する障害者等に農業体験を提供する**ユニバーサル農園の開設**、**農福連携を地域で広げるための取組**、障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた取組**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

<事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業

ア 農福連携の取組

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、**移動式トイレの導入**等を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限300万円（年標準額150万円））、整備事業を経営支援で取り組む場合は上限600万円（年標準額300万円）、作業マニュアルの作成等に取り組む場合は初年度において40万円加算可能）】

イ 地域協議会の設立及び体制整備（構成員に市町村を含むこと）

地域協議会による**農福連携を地域で広げるための取組**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：定額（上限600万円（年標準額300万円））】

② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な展開に向けた取組**、農福連携の定着に向けた**専門人材の育成の取組**等を支援します。

【事業期間：1年、交付率：定額（上限500万円等）】

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産・加工・販売施設**のほか、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面に係る附帯施設等**の**整備**を支援します。

【事業期間：上限2年、交付率：1/2（上限：高度経営1,000万円、簡易整備200万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】

<事業イメージ>

1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

① 農福連携支援事業



農産加工の実践研修 養殖籠補修技術の習得 ユニバーサル農園の開設 地域協議会の設立及び体制整備



② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業



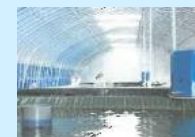
普及啓発

専門人材育成研修

2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）



農業生産施設(水耕栽培ハウス)



養殖施設



処理加工施設

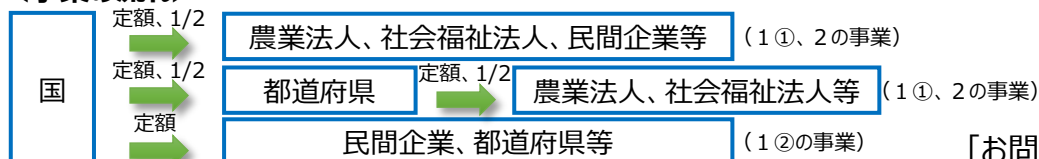


園地、園路整備



休憩所、トイレの整備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-0033)

<対策のポイント>

漁業所得の向上を目指す「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の着実な推進を支援するため、浜プランに位置付けられた**共同利用施設の整備、地域一体でのデジタル技術の活用、密漁防止対策、海業推進、災害時の迅速な施設復旧等の取組を支援**します。

<事業目標>

浜の活力再生プランを策定した漁村地域における漁業所得向上（10%以上〔取組開始年度から5年後まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

浜の活力再生プラン（浜プラン）

- ・地域自ら策定する「浜の活力再生のための行動計画」
- ・漁業所得を10%以上向上させることが目標



<以下の事業により、浜プランの推進を支援>

浜プランの着実な推進を図るため、**漁村女性の経営能力の向上や女性を中心としたグループによる実践的な取組、地域一体でのデジタル技術の活用、働き方・就労環境改善への取組等を支援**します。

1. 浜の活力再生プラン推進等支援事業

2. 水産業強化支援事業

<ハード事業>

- ・漁業収益力や水産物流機能の強化のための共同利用施設等の整備を支援
- ・産地市場の電子化や作業の軽労化等に必要な施設・機器の整備を支援
- ・産地市場の統廃合に必要な施設の整備とそれに伴う既存施設の撤去を支援
- ・種苗生産施設や養殖関連施設の整備等水産資源の増大のための施設の整備を支援



荷さばき施設



鮮度保持施設



荷受け情報の電子化



種苗生産施設

<ソフト事業>

- ・漁場の利用調整、密漁防止対策、境界水域における操業の管理徹底等を支援
- ・内水面の調査指導、内水面資源の災害復旧、地下海水の試掘調査等の取組を支援
- ・災害の未然防止、被害の拡大防止等を支援

3. 海業推進事業

<ハード事業>

- ・漁港漁村の就労環境改善・強靱化、海業推進等に必要な整備を支援

【お問い合わせ先】水産庁防災漁村課（03-6744-2391）

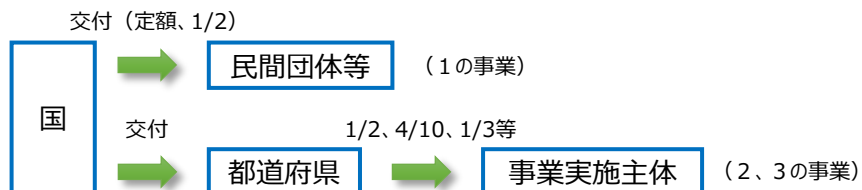
2. 水産業強化支援事業

漁業所得の向上を図るため、**共同利用施設の整備、産地市場の電子化や作業の軽労化など水産業のスマート化を推進する取組に必要な施設・機器の整備、種苗生産施設や養殖関連施設の整備、プラン策定地域における密漁防止対策、災害時の迅速な施設復旧等を支援**します。

3. 海業推進事業

海業の推進による漁業所得の向上及び漁村の活性化を図るため、**漁港漁村の就労環境改善・強靱化や交流促進に資する整備、災害時の迅速な施設復旧を支援**します。

<事業の流れ>



2050年カーボンニュートラルの実現に向け、炭素貯蔵効果が期待できる中大規模木造建築物の普及に資するプロジェクトや先導的な設計・施工技術が導入されるプロジェクトに対して支援を行う。

● 補助対象事業者

民間事業者等

● 補助率・補助限度額

【調査設計費】木造化に関する費用の1/2以内

【建設工事費】木造化による掛増し費用の1/3以内
(ただし算出が困難な場合は建設工事費の7%以内)

【補助限度額】合計2億円

※先導的なプロジェクトの場合は、建設工事費及び上限を引上げ

● 補助要件

- ① 主要構造部に木材を一定以上使用すること
- ② 建築基準上、耐火構造又は準耐火構造とすることが求められること
- ③ 不特定の者の利用又は特定多数の者の利用に供する用途であること
- ④ ZEH・ZEB水準に適合すること
- ⑤ 木造建築物等の普及啓発に関する取組がなされること
- ⑥ 伐採後の再造林や木材の再利用等に資する取組がなされること
- ⑦ 大規模建築物(2,000㎡以上)の新築の場合、LCCO₂評価を実施すること(評価結果は国に報告) 等

※ 下線部は見直し事項

※ 先導的なプロジェクトの場合は、有識者委員会で先導性を評価されること

【補助対象イメージ】



地上9階建て混構造事務所

【出典】熊谷組HP



建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、
(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業)



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。
 ※ ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

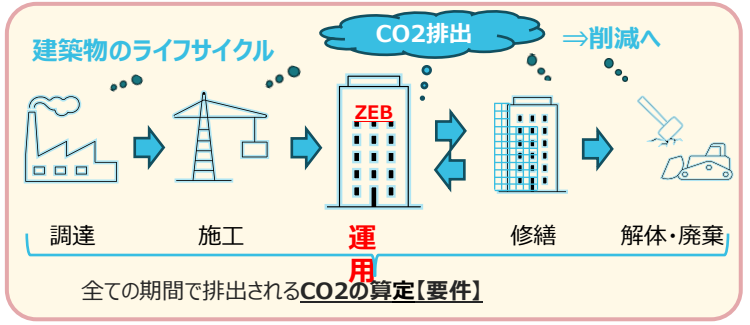
2. 事業内容

- ① **ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業**
 建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。
 ◆補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
 ◆補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3
- ② **低炭素型建材活用新築ZEB支援事業**
 ①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。
 ◆補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
 ◆補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用
- ③ **ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業**
 建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態：①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先：地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間：令和6年度～令和10年度

4. 事業イメージ



ZEBランク	補助率 (%)	
	事務所等以外 ※1	事務所等 ※2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。
 ※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。
 ※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。
 ※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。
 ※5 ①②について、延べ面積が10,000㎡以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

住宅の脱炭素化促進事業のうち、
(1) 戸建住宅・集合住宅のZEH化・省CO2化促進事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



戸建住宅のZEH化、集合住宅のZEH-M化による省エネ・省CO2化を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、住宅の断熱化や省エネ化等を支援し、住宅分野の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

① 新築戸建住宅のZEH・ZEH+化等支援

- 1) ZEH、ZEH+への定額補助*
 ZEH : (1~3地域) 55万円/戸、(4~8地域) 45万円/戸
 ZEH+ : (1~4地域) 90万円/戸、(5~8地域) 80万円/戸
- 2) 上記に加え、蓄電システム*、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

② 新築集合住宅のZEH-M化等支援

- 1) 低層ZEH-M（3層以下）*、中層ZEH-M（4、5層）*への定額補助：40万円/戸※1
- 2) 高層ZEH-Mは過去に採択した複数年度の案件の実施分の定率補助（1/3）
- 3) 上記に加え、蓄電システム※2、*、CLT（直交集成板）、EV充電設備等に別途補助

※1 LCCO2の算定を行った場合：50万円/戸
 ※2 水害等災害時の電源確保に配慮した蓄電システムを導入する場合は、一定の優遇措置あり
 * 高度エネルギーマネジメント（HEMS）、蓄電システム、太陽光発電設備等においてIP通信を用いる製品を使用する場合は、JC-STAR★1以上の適合レベルを取得した製品の使用を必須要件とする可能性があります

③ 既存住宅のZEH化改修促進支援

- 1) 既存住宅をZEH水準の要件を満たす住宅に改修する者に対して、改修に要する費用の3分の1相当を定額補助（上限250万円/戸）
- 2) 既存住宅の省エネ診断を行う者に対して定率補助（1/3）

3. 事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業
- 補助対象：住宅取得者等
- 実施期間：令和8年度～令和10年度

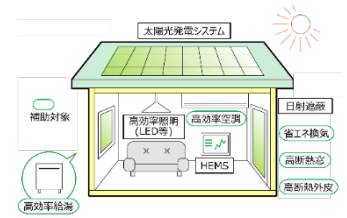
4. 補助対象の例

【補助対象住宅の省エネ性能等】

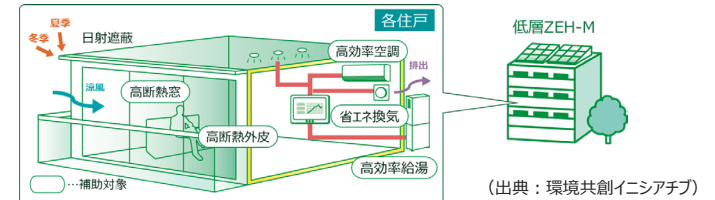
	戸建住宅		集合住宅（ZEH-M）		
	ZEH+※3	ZEH※3	低層	中層	高層
外皮基準	断熱等性能等級6		断熱等性能等級5		
一次エネルギー消費量削減率	省エネのみ	30%以上	20%以上		
	再エネ等含む	100%以上※4	100%以上※4,5	75%以上	50%以上

※3 ①再生可能エネルギーの自家消費の拡大措置、②高度エネルギーマネジメントの要素のうち1つ以上を満たす
 ※4 寒冷地、低日射、多雪地域は、再エネ含む一次エネルギー消費量削減率75%以上
 ※5 都市部狭小地等、多雪地域は、要件としない

①、③ZEHの例



②低層ZEH-Mの例



（出典：環境共創イニシアチブ）

住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業

令和8年度予算 60億円（新規）

事業目的・概要

事業目的

「第7次エネルギー基本計画」において、「住宅・建築物は一度建築されると長期ストックとなる性質上、速やかに省エネルギー性能の向上を進める」とされており、「2050年にストック平均でZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、これに至る2030年度以降に新築される住宅・建築物はZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指す」とされている。

そこで、住宅・建築物のネット・ゼロ・エネルギー化を促進し、住宅・建築物の省エネルギー性能の向上をはかり、2050年の目標達成を狙う。

事業概要

(1) ZEB実証事業

省エネ効果が期待されていながら、計算プログラムに反映されていないなど、設計手法が確立されていない新しい技術や設備について、これらの技術や設備を採用した大規模建築物のZEB化の実証を支援し、その成果の横展開を図ることを通じて、大規模建築物のZEB化の実現・普及を図る。

(2) ZEB化診断・計画策定支援事業

既築建築物のZEB化を促進するため、改修計画をZEBを見据えた計画とすることで、将来的にZEBとなることが期待されるため、ZEB化の診断に加えて改修計画を策定することで、ZEB化の取組みを促し、ストック平均の省エネルギー性能の向上を目指す。

(3) ZEH+改修実証支援事業

省エネ設備への更新や断熱強化等の省エネリフォームに対して支援を行うことで、従来のZEH以上への改修を普及させることを目指す。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

(1) ZEB実証事業



(2) ZEB化診断・計画策定支援事業



(3) ZEH+改修実証支援事業



成果目標・事業期間

令和8年から令和12年までの5年間の事業であり、短期的には、新築・既築建築物におけるZEBの普及を目指す。長期的には、2030年度の建築物の省エネルギー化（新築・改修）における省エネ量の目標達成を目指す。